第三者評価 受審模擬体験 解説資料

(注) 評価の着眼点 及び 評価基準の考え方と評価の留意点 において、 下線の引かれた箇所は、厚生労働省のガイドラインから、本県において 変更を加えた箇所です。

保育

A-1-(1) 全体的な計画の編成

<u>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及</u> び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。

【判断基準】

- a)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成している。
- b)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。
- c)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成していない。

評価の着眼点

- 口全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨 をとらえて編成している。
- 口全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。
- 口全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。
- 口全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。
- 口全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。

(1)目的

〇本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を編 成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 〇保育所保育は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としています。
- ○全体的な計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものです。
- ○全体的な計画の編成により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。
- ○全体的な計画は、以下の事項を踏まえ編成されなければなりません。

児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき編成されている。

保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成されている。

地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって編成されている。

子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。

上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう編成している。

〇保育所の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、次の編成に生かしていくことが必要です。

- 〇保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育 所の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている保育所もあります。
- ○全体的な計画の編成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。
- ○本評価基準では、全体的な計画の編成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の策定は、「42 II-2-(2)-①」で評価します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

|<u>A@| A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の</u>
改善や専門性の向上に努めている。

【判断基準】

- a)保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b)保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c)保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

評価の着眼点

- □保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を定期的に行っている。
- □自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組 む過程に配慮している。
- □<u>保育士等の自己評価に取り組むことにより、互いの学び合いや、保育の改善、意識や専門性の向</u>上につなげている。
- 口保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

(1)目的

〇本評価基準は、保育士等が保育の計画(全体的な計画と指導計画)や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 〇保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価すること を通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければなりません。
- ○本評価基準における自己評価は、保育士等の保育実践の振り返りであり、第三者評価受審にあた り第三者評価基準を用いて実施する自己評価とは異なります。
- 〇保育所の自己評価は、個々の保育士等が行うものと保育所全体で行うものの2つに大別できます。
- 〇保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図 り、保育の質の向上させることが目的であり、保育実践の改善のために行うものです。振り返り の視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。
- 〇保育士等は子どもと生活を共にする中で、一人ひとり子どもの育ちをしっかりと捉えることができる専門性が何よりも大切です。保育実践の振り返りは、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士等の援助などが適切であったかなど、保育の過程の全体を振り返ることによって行います。
- 〇保育士等の保育実践の振り返り(自己評価)は、保育士等が個別に行うだけではなく、職員相互 の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育のよさや課題の確認につなげます。こ うした学び合いや協働の基盤を作ることも大切です。
- 〇保育士等が行う保育実践の振り返り(自己評価)を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行う必要があります。

- 〇保育所として、保育の質の向上に向けた保育士等の自己評価の実施方法を定めて実施しているか、 保育実践の振り返り(自己評価)が保育内容の改善に生かされているか、保育所全体の自己評価 につなげる仕組み等について確認します。
- 〇保育所全体で行う自己評価は、「 $oldsymbol{8}$ I -4-(1)-①」、「 $oldsymbol{9}$ I -4-(1)-②」で評価します。



特養	通所	訪問	養護	軽費
0	0	0	0	0

A-1-(2)権利擁護

A⑤ A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。
- b) -
- c) 権利侵害の防止等に関する取組が十分ではない。

評価の着眼点

No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費
1	権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。	0	0	0	0	0
2	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	0	0	0	0	0
З	原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時 的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定 め、職員に徹底している。	0	0	0	0	0
4	所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確に している。	0	0	0	0	0
5	権利侵害の防止等について職員が具体的に検討する機会 を定期的に設けている。	0	0	0	0	0
6	権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。	0	0	0	O . =177/FE/	0

〇:適用、△:取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、一:評価外。

(1)目的

〇本評価基準では、利用者の権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応等の徹底に ついて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 〇利用者の権利擁護においては、高齢者の尊厳保持、自立や社会参加を実現する支援・取組ととも に、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- 〇マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底をすすめることが重要です。
- 〇身体拘束は、原則、虐待に該当する行為であり、禁止されています。この前提のもと、介護保険 法にもとづく指定基準(関係法令)等において、例外的に生命または身体を保護するため緊急や むを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等が厳格に定められており、早期の解 除に努めなければなりません。利用者の生命または身体を保護するための取組については、身体 拘束を行わず、福祉施設・事業所の専門性をもとに、さまざまな方法や対応(代替手段)を検討 し取組むことが重要です。
- 〇なお、緊急やむを得ず身体拘束を一時的に行う場合には、本人や家族に説明し同意を得たうえで、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項 を記録しなければならないとされています。これらについては関係法令に示された事項や要件等 を十分に確認して取組をすすめることが必要です。
- 〇虐待防止等の取組は、虐待等の権利侵害を防止することのみならず、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続や方法等を具体化し、すべての職員が理解しておくことが重要です。
- 〇(通所介護、訪問介護)福祉施設・事業所は、利用者の心身の状況や家庭での生活・介護の状況等を把握できる機会があるだけでなく、介護者などの家族の状況を把握することが可能です。虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことが重要です。

- ○利用者の虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 〇ただちに権利侵害とはいえないが、利用者に対する職員の気になる言動等に対して、組織や職員 同士でどのような注意喚起等の取組が行われているか具体的に聞き取り、確認します。
- 〇利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に身体拘束を実施している場合には、その手順と本人や家族の同意書や身体拘束の解除などの記録等を確認します。また、身体 拘束の早期解除と身体拘束を行わないための支援や身体拘束に代わる方法が、常に検討・実施されているかを確認します。
- ○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を 防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を鑑み、取組が十分でない 場合には、「c」評価とします。

- ○権利侵害等がないようさまざまな取組が重要です。過去3年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- ○利用者の虐待防止等の権利擁護についての規定・マニュアルの整備、研修の実施等については、「29Ⅲ-1-(1)-②」で評価します。なお、虐待等の権利侵害の再発防止策の検討・実施については、本評価基準での評価を含め、29Ⅲ-1-(1)-②:着眼点「不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。」においてもプライバシー保護に関する取組とあわせて評価します。
- 〇(訪問介護、通所介護)養護者による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。

特養	通所	訪問	養護	軽費
0	0	0	0	0

A-3-(7) 急変時の対応

A① A-3-(7)-① 利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。
- b) 利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立していない。

評価の着眼点

No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費
1	利用者の体調変化に気づいた場合の対応手順、医師・医療機関との連携体制を確立し、取組んでいる。	0	0	0	0	0
2	日々の利用者の健康確認と健康状態の記録を行っている。	0	0	0	0	0
3	利用者の体調変化や異変の兆候に早く気づくための工夫をしている。	0	0	0	0	0
4	職員に対して、高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作 用等に関する研修を実施している。	0	0	0	0	0
5	体調変化時の対応について、研修や個別の指導等によって 職員に周知徹底するための方策を講じている。	0	0	0	0	0
6	利用者の状況に応じて、職員が適切に服薬管理または服薬確認をしている。	0	0	_	0	0
7	その日の体調について、迎え時に家族から情報を得て、さらに利用開始時・終了時には必ず健康チェックを行っている。	_	0	_	_	_
8	異変があった場合には、家族、医師、介護支援専門員等に 連絡する体制を確立している。	_	0	_	_	1
9	訪問時に健康チェックを行い、異変があった場合には、家族、医師、訪問看護事業所、介護支援専門員等に連絡する体制を確立している。	_	_	0	_	

〇:適用、△:取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、一:評価外。

(1)目的

〇本評価基準では、利用者の体調変化時の対応手順の確立と、迅速に対応するための具体的な取組 を確認し、評価します。

(2) 趣旨・解説

- 〇利用者一人ひとりの日々の体調を把握するとともに、体調変化時には的確かつ迅速に対応する手順を医師との連携のもとに明確にしておくことが重要です。
- 〇利用者一人ひとりの日々の状況を十分に把握し、わずかな体調変化や異変の兆候に早く気づくための取組や工夫と情報共有が必要です。
- 〇(養護、軽費)健康診断の結果に基づいて必要があれば、嘱託医やかかりつけ医等の医療機関と 連携した対応が必要です。
- ○職員に対しては、高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用等に関する研修を実施します。
- ○体調急変時の対応について、研修や個別の指導等により職員に周知徹底するための方策を講じる ことが重要です。
- 〇(特養、通所介護、養護、軽費)看護職員及び介護職員等は、日々利用者の健康チェックを行い、 その結果を記録し、介護に関わる職員等へ周知します。看護職員のみで行うのでなく、もっとも 利用者と接する機会の多い介護職員も看護職員と連携して、健康チェック、健康管理に加わることが必要です。
- 〇(通所介護)利用者のその日の体調について、迎え時に家族から情報を得て、さらに利用開始時、 終了時には必ず健康チェックを行います。また、異変があった場合に備え、家族、医師、または 介護支援専門員に連絡する体制を確立します。
- ○(訪問介護)訪問時に健康チェックを行い、異変があった場合に備え、家族、医師、訪問看護事業所、または介護支援専門員に連絡する体制を確立します。

- ○利用者の体調変化時の連絡体制や対応の方法、取組を確認します。
- ○体調変化時の対応に関する研修や個別指導等の方法、実施状況等を確認します。

障害者

【障害者福祉サービス】

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本

入所	訪問	通所支援	共同生	就労
支援	支援		活支援	支援
O	O	O	O	O

A⑥ A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。

【判断基準】

- a) 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。
- b) 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っているが、十分ではない。
- c) 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っていない。

評価の着眼点

No.	評価の着眼点		訪問 支援	通所 支援	共同生 活支援	就労 支援
1	個別支援計画にもとづき利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動(支援・メニュー等)の多様化をはかっている。	0	0	0	0	0
2	利用者の状況に応じて活動やプログラム等へ参加するための支援を行っている。	0	0	0	0	0
3	利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切 に提供されている。	0	0	0	0	0
4	文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供を行っている。	0	0	0	0	0
5	地域のさまざまな日中活動の情報提供と必要に応じた利 用支援を行っている。	0	0	0	0	0
6	個別支援計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行っている。	0	0	0	0	0

〇:適用、Δ:取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、一:評価外。

(1)目的

〇本評価基準では、利用者のニーズに応じた支援を実現するため、個別支援計画にもとづく日中活動の実施状況と内容、地域の日中活動の利用支援等について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 〇日中活動は、利用者のニーズに応じて個別支援計画に定めた支援を実現するために実施するものです。そのため、福祉施設・事業所の支援に関わる環境や状況を踏まえつつ、利用者が選択できる多様な活動を展開することが重要です。
- ○多様な個別支援を実現するためには、利用者一人ひとりのニーズに対応する支援メニューに取組み、支援内容を充実させます。このため、既存の日中活動をもとに支援することのみならず、利用者のニーズや要望に応じて、新たな活動づくりや活動内容の変更などの工夫も必要です。個別支援を実現する観点から、支援の提供体制や環境を見直し、改善していくことも必要です。
- 〇日中活動として実施する活動やプログラム等への参加を促す取組を含め、利用者が活動やプログラム等に参加できるよう、さらには参加が継続できるように支援します。
- 〇余暇やレクリエーションについては、利用者の意向にもとづくことが重要であり、話し合いやアンケート等をつうじて利用者の意向を把握したうえで実施します。利用者自身が主体的に企画・立案できるように、側面的な支援を行うことも必要です。また、地域の社会資源やイベント情報等、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供を利用者の状況に応じた内容と方法で行います。
- 〇利用者のニーズに応じた多様な支援をはかる観点から、現在利用している日中活動やこれまでの 日中の過ごし方以外を選択できるよう、地域のさまざまな日中活動等について情報提供するとと もに、利用者の希望に応じて利用のための支援を行います。
- 〇日中活動は、個別支援計画にもとづき実施するものであり、同計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行います。また、アセスメントにもとづき把握される利用者一人ひとりの希望やニーズのすべてを個別支援計画として具体化し、日中活動等として支援できていない場合には、支援体制の見直しを行うなど、あらゆる可能性を検討することも重要です。

- ○個別支援計画の策定等とあわせた日中活動内容の検討・見直しの状況等を確認します。
- ○支援内容、プログラムやレクリエーション等の実施状況については、日課表や週間・月間・年間 のスケジュール等をもとに確認します。
- 〇本評価基準では、各福祉施設・事業所で実施する日中活動(訪問支援等においては、日中の過ごし方の支援等)を評価します。機能訓練・生活訓練は「A⑩ A-2-(4)-①」で、社会参加や学習のための支援は「A⑬ A-2-(6)-①」で評価します。また、就労支援の実施内容等については「A-4 就労支援」で評価します。

- 〇(訪問支援、通所支援、共同生活支援)利用者の家庭での生活、心身の状況に配慮しつつ、利用 者一人ひとりの意向を尊重した日中の過ごし方や地域の日中活動等の利用ができるように支 援・工夫しているか確認します。
- 〇(訪問支援、通所支援、共同生活支援)着眼点「地域のさまざまな日中活動の情報提供と必要に 応じた利用支援を行っている。」については、相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービ スや支援の活用と連携等を含め評価します。
- 〇(訪問支援)着眼点「利用者の状況に応じて活動やプログラムへ参加するための支援を行っている。」及び、「利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切に提供されている。」については、利用者一人ひとりの意向を尊重した日中の過ごし方を実現するための支援を確認し評価します。
- 〇(訪問支援) その他、相談支援事業所をはじめ関連する障害福祉サービスや支援等の活用と連携等を含め評価します。

入所	訪問	通所	共同生	就労
支援	支援	支援	活支援	支援
0	0	0	0	0

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援

A⑮ A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。
- b) 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の家族等との連携·交流と家族支援を行っていない。

評価の着眼点

No.	評価の着眼点		訪問 支援	通所 支援	共同生 活支援	就労 支援
1	家族等との連携・交流にあたっては、利用者の意向を尊重して対応を行っている。	0	0	0	0	0
2	利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っている。	0	0	0	0	0
3	利用者の生活や支援について、家族等と意見交換する機会を設けている。	0	0	0	0	0
4	利用者の生活や支援に関する家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の家族支援を行っている。	0	0	0	0	0
5	利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールが明確にされ適切に行われている。	0	0	0	0	0
6	利用者の生活と支援に関する家族等との連携や家族支援についての工夫を行っている。	0	0	0	0	0

〇:適用、Δ:取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、一:評価外。

(1)目的

○本評価基準では、利用者の生活の質を高めるため、利用者の家族等(家族、保護者、成年後見人等)との連携・交流の実施状況、内容や家族等への支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- ○利用者の生活の質を高めるため、利用者の家族等(家族、保護者、成年後見人等)との連携をは かるとともに、家族の生活や支援に関する悩みなどに応えるために家族支援を行います。
- ○家族等との連携・交流にあたっては、家族関係に関する適切なアセスメントを実施するなど利用 者の意向を尊重した対応を行う必要があり、利用者と家族等の関係性を含め、個別事情に十分に 配慮することが重要です。
- 〇福祉施設・事業所として、利用者の生活状況等について、利用者の意向やプライバシーに配慮したうえで家族等への定期的な報告や家族等と意見交換する機会を設けます。また、利用者の生活や支援に関する家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の支援を行います。
- ○利用者の支援にあたっては、家族等との信頼関係の構築が重要であり、その一つの方法として、 利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールを福祉施設・事業所として明確にし、 あらかじめ定めた家族等への報告・連絡や情報提供を適切に行います。
- 〇利用者の生活や支援に関する家族等との連携や家族支援については、多様な支援や取組が考えられます。福祉施設・事業所において利用者や家族等のニーズを把握し、利用者と家族等の関係における支援のほか家族、保護者の就労への配慮を含めた生活に関わるさまざまな支援について、利用者や家族等のニーズに応じた取組や工夫を検討・実施します。
- ○通所支援や訪問支援においては、利用者の生活に応じて、家族の心身の状況や支援に関わる負担にも配慮し、家族の支援方法等の把握や助言をはじめ、相談支援事業所との連携・協力による支援等を行います。

- 〇福祉施設・事業所における家族等との連携・交流や家族支援に関する基本的な考え方を確認した うえで、具体的な取組の内容を確認します。
- 〇日常的な家族等との情報交換の状況、家族等と相互理解をはかるための取組を確認します。また、 家族支援の実施方法・内容等を個別支援計画や記録等をもとに具体的に確認します。